

リニア中央新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域類型の指定について(素案)に
 関するパブリックコメントの意見及び回答(案)

○募集期間 令和元年12月9日(月)から令和2年1月10日(金)まで

○提出件数 2件(意見数 9件)

No	意見等	回答(案)
1	【2 地域指定の範囲】 400メートル及び200メートルとした経緯及び根拠を明文化されたい。	地域指定の範囲については、長野県環境審議会リニア中央新幹線鉄道騒音専門委員会において議論されており、その経過や根拠を示した資料がホームページ上に公表されておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。
2	【2 地域指定の範囲】 河川区域、山林、原野、農用地の定義を明文化されたい。	用語の定義により、地域の実情が反映できなくなる可能性が考えられます。土地利用状況と地域の実情を総合的に捉え、関係自治体及び関係機関のご意見をいただきながら地域指定を行いたいと考えております。
3	【3 地域類型の当てはめ】 (2)「主として住居の用に供されている地域」及び「その他の地域」を当てはめる基準を明文化されたい。	どのような地域が相当するのかが分かりやすくなるよう、表現を改めます。
4	【3 地域指定の当てはめ】 地域類型指定の地域単位については、指定地域内での不平等が起こらないよう、区域全域を同じ類型に当てはめていただきたい。また、指定にあたっては、付帯意見ではなく、方針として地元の意見を配慮していただきたいため、(2)前段に、「関係市町村長の意見を十分配慮したうえで」を追記されたい。	地域類型指定については、土地利用状況を踏まえ、関係市町村及び関係機関の御意見をいただきながら住民の方の生活環境の保全が図れるよう適切に類型を指定してまいります。 また、5(1)において全体的に関係市町村長の意見に配慮することについて言及しております。
5	【5 付帯意見】 万が一、生活環境が損なわれる恐れがある場合は、当然、改善がなされるべきであるため、(2)中、後段に、「また、生活環境が損なわれた場合は、事業者に対して速やかな改善の要請を行うこと。」を追記されたい。	地域全体にわたって生活環境が損なわれたことが明白である場合は、県として事業者に必要な要請を行います。 まずは、住民の皆さまの生活環境が損なわれる前に保全するという観点から、行政として働きかけていきたいと考え、このように記載しております。
6	【5 付帯意見】 (3)中、騒音評価変更が生じた場合の対応についても、配慮ではなく「改善」がされるよう追記いただきたい。	評価方法の変更が生じた際には、県は示された方針に則り適切な評価を行います。 急な評価変更にも速やかに対応できるよう、「対応できるよう配慮すること」から「対応すること」に表現を改めます。

No	意見等	回答（案）
7	<p>【5 付帯意見】</p> <p>リニア中央新幹線関連施設や構造物または車両を原因とする周辺の気温上昇が懸念されるため、そのような生活環境の保全の対応についても追記いただきたい。</p>	<p>本答申素案はリニア中央新幹線の走行に伴う騒音に係る環境基準の当てはめに関する基本方針を明らかにするものであるため、構造物や車両そのものによる気温上昇などの生活環境の保全については対象とならないと考えております。</p>
8	<p>【その他・要望】</p> <p>「地域類型指定は工事実施計画の認可後速やかに行うこと」と定められておりますが、リニア中央新幹線は平成 26 年 10 月の認可後、5 年が経過しても告示されていません。そのため JR 東海との騒音に係る質疑において、一步踏み込んだやりとりが出来なく大きな不安を感じていたのが事実です。</p> <p>天竜川橋りょう工区の来年度着工を鑑みて、今後は迅速に事務手続きを進め来年度早々の告示を強く要望します。</p>	<p>地域類型の指定については、基本方針として環境審議会より答申をいただき次第、迅速かつ確実な対応に努めていきます。</p>
9	<p>【その他・要望】</p> <p>(意見) 非常口周辺を指定範囲に加えるべきではないでしょうか。</p> <p>(理由) 「環境影響評価書(長野県版)」の本篇 8-1-4-3 の表 8-1-4-1(2)に示されるように南木曾町の非常口付近には住居が分布しますが、山間地で夜間は静寂そのものの地域です。</p> <p>「評価書」では非常口から微気圧波が発生することを認め、その対策として多孔板の設置などを挙げています。予測値は非常口からの距離 50m において 9Pa となり基準値以下で、微気圧波が低減できるから環境上の問題はないものとしています。</p> <p>この微気圧波 9Pa という値は、騒音レベルに換算した場合どのような値になり、静寂な地域にどのような影響が生ずるのかについて「環境影響評価書」からは読み取れません。つまり、非常口周辺における微気圧波がもたらす騒音については、何がどのように起きるか分かっていないのではないのでしょうか。</p> <p>したがって、今回検討されているこの「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」においては、山</p>	<p>環境影響評価書においては、非常口（山岳部）から発生する微気圧波に係る環境影響は小さいと評価されており、また非常口は通常閉鎖されていることから、非常口（山岳部）について環境保全を図る地域とする必要性は現段階では低いと考えております。</p> <p>今後、非常口周辺において騒音値が大きくなる状況が示され、環境保全が必要になると思料される場合には、対応を検討させていただきます。</p>

No	意見等	回答（案）
9	<p>間地の非常口周辺もその規制の検討範囲に加えておくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>（補足）山間部の非常口が開通後にどのように活用されるかその機能についてはJR 東海から明確な回答がありません(南木曾町リニア対策協議会での質疑において)。</p> <p>非常口は非常時の通路や対策作業口、トンネル内の換気口、排水口、日常点検の通路、作業機械の出入り口、などさまざまな機能がありそうですが、ここに多孔板を設置した場合に、非常口の本来のそうした機能は損なわれないのかよく分かりません。</p> <p>多孔板の設置との兼ね合いがどのような構造になって、微気圧波低減が十分行われるのかもよく分かりません。</p> <p>非常口周辺の騒音については、非常口そのものの機能も確認していくことが必要で、その上で指定地範囲を検討すべきではないでしょうか。</p> <p>以上</p>	